

2013年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

昨年8月に野田内閣のもとで民主・自民・公明3党合意で強行された社会保障・税一体改革は、年末の政権交代によって発足した安倍内閣に引き継がれました。これによって今年8月からの生活保護費の引き下げ、10月からの年金引き下げを突破口として、いよいよ社会保障の改悪が国民生活に重くのしかかろうとしています。

さらに社会保障制度改革国民会議の報告を盾に、2013年度は70～74歳の高齢者の医療費一部負担引き上げや、介護保険からの軽度者の切り離しなどの介護保険の給付範囲の縮小が推し進められようとしています。

さらに消費税増税がのしかかれば、安倍内閣が目玉とする「アベノミクス」は国民の所得を増やすことにつながらず、多国籍化した大企業と一部資産家に富を集中させ、国民の「格差」を一層大きくするものとしかなりません。

安倍内閣が進める社会保障改革の基本は、国の責任を放棄し「自助」「共助」の名の下に、その責任を国民と地方自治体に押し付けるものです。

私たちは県民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、これまで自治体に要請し、多くの要望を実現していただきました。特に愛知県の福祉医療への一部負担金と所得制限の導入を、多くの自治体からの反対の声で、今年6月には断念させることができました。

ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

(回答)

今後とも、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、市民が健康で文化的な生活を送れるように、努力してまいります。

- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

(回答)

今後とも、住民の福祉の増進を図るため、努力してまいります。

- ★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答)

移管済みです。相談、分納、減免には応じます。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答)

生活保護の制度を説明し、本人に生活保護申請の意思を確認しています。違法な「水際作戦」は、行っていません。

②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

(回答)

申請の権利は保障されており、違法な助言、指導は行っておりません。自治体で仕事を確保することは、自治体の規模が小さく、財政状況からも仕事を確保することは困難な状況です。車の保有は、保護申請時及び開始時に説明を行います。

★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

(回答)

生活保護費は、国が補償するものであり、自治体で措置を講じる予定はありません。

④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。

(回答)

生活保護受給者数にあわせ、適正な職員配置を行ってまいります。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

(回答)

現在のところ、警察官OBの生活保護窓口への配置はしておりません。

★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起これないように措置を講じてください。

(回答)

生活保護費と連動する諸施策については、国の通知等により、各担当部署で対応しております。

2. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

(回答)

介護保険料・保険料負担段階は、現在8段階10階層で実施しています。今後につきましては、国の介護保険制度改革の内容を確認したうえで、介護給付サービスや施設整備を考慮し、知多北部広域連合第6期事業計画推進委員会で検討してまいります。

★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。今後につきましては、国の介護保険制度改革の内容を確認したうえで、介護給付サービスや施設整備を考慮し、知多北部広

域連合第6期事業計画推進委員会で検討してまいります。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。今後につきましては、国の介護保険制度改革の内容を確認したうえで、介護給付サービスや施設整備を考慮し、知多北部広域連合第6期事業計画推進委員会で検討してまいります。

④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。

(回答)

第5期事業計画中は実施予定はありません。今後につきましては、国の介護保険制度改革の内容を確認したうえで、介護給付サービスや施設整備を考慮し、知多北部広域連合第6期事業計画推進委員会で検討してまいります。

⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答)

知多北部広域連合第5期介護保険事業計画期間内において、施設サービス7カ所(598人)、居住系サービス7カ所(180人)、居宅系サービス6カ所(121人)の施設整備を予定しております。(知多北部広域連合全体で)

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

(回答)

知多市の人口規模や包括支援センターの利便性、機能性を高めるため、平成20年度に2カ所設置してあった包括支援センターを統合しました。社会福祉協議会に設置することで交通アクセスの利便性を高め、同じ建物に高齢者虐待相談センター、知多地域成年後見センターを設置し、支援体制の機能強化を図りました。また、委託料については適正な事業委託が行えるよう努めてまいります。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答)

第5期事業計画の施行に伴い、国により介護報酬が改定され、介護職員処遇改善交付金が廃止され、介護職員処遇改善加算が新設されました。また、各種加算の新設や見直しが行われました。

研修につきましては、研修支援事業が行われております。

また、広域連合におきましても、毎年介護支援専門員等の研修を開催しております。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

★ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答)

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯で要件を満たした方について民生委員が訪問し、生活状況の調査や緊急連絡先などの登録を行っています。また継続分については年1回(6月)民生委員が状況調査書で実態調査を行い、安否の確認をしています。

また、ひとり暮らし高齢者については希望される方に老人クラブ員による友愛訪問を毎月1回実施し、安否確認を行っています。

食事サービスでの配食の際には、弁当を手渡しし安否確認を実施しています。買い物支援

については市の施策の中に該当するものではありません。

- ★イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

(回答)

福祉タクシー料金助成制度により、75歳以上で要支援・要介護認定を受けている方を対象にタクシーの初乗り料金相当額の助成利用券(年間12枚以内)を申請者に交付しております。また、75歳以上の方は、市のコミュニティ交通「あいあいバス」の定期券(1ヵ月2,000円で乗り放題)を利用できます。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

(回答)

宅老所、街角サロンなど、集まりの場への援助につきましては、市の地域福祉振興事業補助金の制度により、これらを運営するボランティア団体に補助金を交付しています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答)

現在のところ、市で整備する考えはありません。

- ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答)

買い物、調理が困難なひとり暮らし高齢者や要支援・要介護認定を受けている方を含む高齢者世帯を対象に実施しています。配食は365日対応しており、アセスメントを実施のうえ決定しています。配食は夕食のみで、手渡しすることで安否確認を行っています。また、買い物・調理が困難な方を対象とし、調理・配送コスト相当額を市が助成している状況で、負担額の引き下げは現在のところ考えておりません。

なお、高齢者を対象としたふれあい方式の会食を行う給食ボランティア団体に対し、市補助金(地域福祉振興事業補助金)を交付しています。

- ③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(回答)

住宅改修費及び福祉用具購入費は実施していますが、高額介護サービス費は実施予定はありません。

★(3)障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答)

普通障がい者に対しては、平成21年分確定申告から障がい者控除の対象としています。特別障がい者については、すでに実施済みです。

- ②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)

すべての要介護認定を受けた方に、該当した場合は障がい者控除の申請を行うよう勧奨通知を送付しています。

3. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)

要望しております。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)

平成24年4月から15歳年度末まで現物給付しています。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答)

平成24年10月から精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持している方については、すべての病気に対し現物給付しています。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)

住民税非課税のひとり暮らしの方については、助成しています。

4. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

(回答)

後期高齢者は、該当者に個別に申請書を送付しています。

国保は、該当者に個別に申請案内を送付しています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

(回答)

資格証明書は発行していません。短期保険証は4件発行し、納税相談等実施しています。

5. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

(回答)

現在、妊産婦健診として、子宮頸がん健診、HTLV-1・クラミジア検査、産前14回と産後1回の健診に対して助成を行っています。恒久化については、平成25年度から地方交付税事業の対象となりました。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

(回答)

知多市では、就学援助制度の主旨に鑑み、生活保護基準額の1.0倍までの所得の世帯を対象としています。今般の生活保護基準の見直しに対し、25年度は、24年度と同一基準で認定を行います。26年度以降の対応については、教育の機会均等を確保するという就学援助制度の根幹を第一に考え、生活保護基準の改定による影響や他市町における対応を注視し、本市としての対応を検討します。

また、就学援助制度について学校及び市の双方で周知するとともに、申請の受付についても学校及び市役所で受け付け、民生委員の証明は不要としています。支給内容の拡充については、25年度から中学校の修学旅行費の支給限度額を引き上げています。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

(回答)

学校給食法において経費の負担区分が定められており、学校給食の実施に必要な施設及

び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の負担とし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするとされていることから、学校給食費を無料化する考えはありません。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

(回答)

県内産の食材を使用し地産地消に努めるとともに、放射性物質の検査対象区域となっている17都県産の食材を使用する場合は、厚生労働省が公表する食品中の放射性物質の検査結果により基準値超過品目でないことを確認した上で納品を受けています。愛知県学校給食会では、取扱物資に対する放射性物質の検査を行っていますので、それを活用し、17都県産の青果物を持ち込み検査しております。今後も、更に安全でおいしい給食の提供を行っていきます。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

(回答)

たたみの部屋の優先利用など、女性(特に妊産婦)や高齢者への配慮を考えています。

⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とにならないよう、防止対策を講じてください。そのために必要な職員を増やしてください。

(回答)

知多市要保護児童地域対策協議会を設置して、警察、児童相談所などの関係機関や学校、市保育園、保健センターと連携を図るとともに、虐待通告には、迅速に個別の対応会議を開催し、児童虐待の早期発見、防止に努めています。また、職員の増員については担当部署に要望していきます。

6. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

(回答)

国民健康保険制度の広域化については、国の進める施策であり、反対の考えはありません。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答)

国民健康保険事業は、一般会計から独立した会計のもとで国保税や国庫負担金等の特定の収入を財源に行うもので、保険税率等は適正なものとし、保険税を上げないための安易な繰り入れは考えておりません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答)

応益負担の考えから、その実施については考えておりません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とにならないようにしてください。

(回答)

減免制度の拡充については、現在考えておりません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)

減免制度の拡充については、現在考えておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。な

お、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答)

現在、資格証明書の交付はしていませんが、18歳年度末までの子どもに対しての交付はしません。また、母子家庭や障がい者のいる世帯などは交付の際に考慮します。

なお、義務教育修了前の子どもについては、6ヶ月以上の有効期限の保険証を交付します。

イ。滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

(回答)

保険税の滞納を理由に給付の制限はしていません。

ウ。保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

(回答)

分納誓約書を提出した世帯で、定期的に納付が履行され、今後も納付計画に従って納付されると見込まれる世帯には、正規の保険証を交付できることとしております。

短期保険証を交付する場合でも、有効期限は6か月間としています。

エ。保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答)

財産調査等により実態把握に努め、再三の催告、納税相談等に応じていただけない場合や著しく約束が履行されない場合等について、やむを得ず差し押さえを実施しています。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とにならないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答)

一部負担金の減免制度の拡充については、現在考えておりません。

なお、一部負担金の減免制度の周知については、市広報誌、ホームページで行っています。

7. 障がい者・児施策の拡充について

- ①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

(回答)

障がい福祉サービス等の利用者負担につきましては、国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。自立支援医療のうち精神通院医療につきましては、自己負担額を全額助成しています。また、更生医療につきましては一定以上の身体障がい者は障がい者医療制度により自己負担額を全額助成しています。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

(回答)

障がい者・児が必要とする時間を支給しております。

- ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

(回答)

移動支援の支給につきましては、自立支援法の対象を基本とし、通所・通学は移動支援の対象の範囲ではないと考えており、今後につきましても同様に考えております。

- ★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるように介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答)

国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。

- ★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

(回答)

知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。

保険料所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。

- ⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

(回答)

現在の避難所は、すべて公民館や学校など公共施設にあり、人にやさしいまちづくり事業の趣旨により、できる範囲でスロープ・トイレの洋式化を図っています。

災害時には市内福祉施設を福祉避難所として指定し、災害弱者の避難施設として施設等を利用することに関する協定を締結しています。

- ⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

(回答)

現在当市では、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、一定以上の障がい者の内、平常時における町内会、自治会等への名簿提供について、本人の同意があった方に限り、その名簿を作成しています。この名簿について民生委員及び市と個人情報の取り扱いに関する確認書を取り交わしている地区に提供しています。

また、情報喪失に備え、情報の遠隔保管を実施しております。

8. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。

(回答)

特定健診、歯周疾患検診(節目の方)は、無料で実施しています。

がん検診については、肺がん検診は無料で、胃がん・大腸がん・前立腺がん・子宮頸がん・乳がん検診を有料で実施しています。がん検診は自己負担をお願いしており、無料にすることは考えておりません。ただし、75歳以上の方、生活保護世帯の方については、無料で実施しております。

- ②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(回答)

若年健康診断として、20歳から39歳までを対象に実施しており、受益者負担の原則から自己負担をお願いしており、無料にすることは考えておりません。

9. 予防接種について

- ★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任

意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答)

水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの予防接種は、法に定められた予防接種ではないため、副作用等の健康被害が生じた場合には、市が独自に救済をしなくてはならないことから、慎重に対応すべきと考えていますが、他市町の実施状況等を勘案し検討していきたいと考えています。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

(回答)

高齢者用肺炎球菌については、一昨年度から愛知県後期高齢者医療制度特別交付金を活用して助成制度を設けています。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

(回答)

大人の風疹ワクチンの予防接種は、法に定められた予防接種ではないため、愛知県の助成事業を活用した助成を実施する考えであり、無料にする考えはありません。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。

(回答)

意見書・要望書を提出する考えはありません。

②消費税増税を中止してください。

(回答)

意見書・要望書を提出する考えはありません。

③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。

(回答)

国の施策であり、反対の考えはありません。

④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70～74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。

(回答)

国の施策であり、反対の考えはありません。

⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(回答)

国庫負担の増額、介護報酬改善、処遇改善につきましては、全国介護保険広域化推進会議を通じて要望しております。

⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

(回答)

国庫負担の減額については、機会を捉えて要望してまいります。

⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統

廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

(回答)

当院は、知多市民病院改革プランに基づき経営の効率化を図ると共に、再編・ネットワーク化を進めてまいりました。現在は、西知多医療厚生組合が運営する地域の中核病院として、医療の質の向上に努め、救急医療を充実させ、開業医等との連携を図り地域の医療需要に対応しています。

当病院の運営は、大変厳しい状況にありますので、安定的に地域医療を提供できるように地域医療の充実に繋がる診療報酬改定を関係機関に要望してまいります。

- ⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

(回答)

国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。

- ⑨高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。

(回答)

市長会で取りまとめていただきたいと考えています。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)

要望しております。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)

機会を捉えて要望してまいります。

- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答)

機会を捉えて要望してまいります。

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)

機会を捉えて要望してまいります。

(2) 県民の医療を守るために

- ①後期高齢者医療制度について

ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

(回答)

機会を捉えて要望してまいります。

イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

(回答)

機会を捉えて要望してまいります。

- ②国民健康保険への県の補助金を増額してください。

(回答)

機会を捉えて要望してまいります。

- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。

(回答)

国の基準を基本として考えており、今後につきましても創設は考えておりません。

- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

(回答)

該当なし

(3) 医療提供体制の充実のために

- ①南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

(回答)

現在、知多半島医療圏において、災害時にお互いの病院の情報を素早く提供し、相互に協力できるよう、知多半島医療圏災害連携会議を月に1回開催しております。この会議を通して、知多半島内の医療連携体制を強化して参ります。

- ②平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。

(回答)

当院では、退院に際し、退院支援室を始めとする院内のスタッフが、地域の医療機関のほか、入所施設や在宅の介護事業者などと相互に連携して、個々の患者さんの事情に応じた支援を行っています。

- ③補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。

(回答)

当院は、東海市と共に地域の救急医療を充実させるために、新病院の建設を進めております。

- ④県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。

(回答)

該当なし

- ⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

(回答)

当院は、良質な看護を提供し、安全・安心で患者さまが満足できるようなサービスを提供するために看護師を増員すると共に、看護体制の強化を図りながら看護師等が働きやすい職場を目指して、継続的に募集し、看護師を増員してまいります。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を増額するように要請してください。

(回答)

要請してまいります。

- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

(回答)

保険料の法定軽減が実施されており、保険料の軽減は図られていると考えていますが、引き続き要望してまいります。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

(回答)

保険証の取り上げ・資格証明書の発行は極力行わないように指導を受けていますので、要望書を提出する考えはありません。

④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。

(回答)

要請してまいります。

⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

(回答)

検討課題としてまいります。

以上